



# 山形県公報

令和5年5月26日(金)  
第407号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録の更新……………(農業技術環境課) ……551
- 種畜証明書の書換交付の通報……………(畜産振興課) ……552
- 県営緊急防災工事計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……553
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……554
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(DX推進課) ……同
- 令和5年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(みどり自然課) ……555
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育局) ……556

### そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……同
- 同……………(同) ……561
- 同……………(同) ……566

## 告 示

### 山形県告示第399号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成15年5月30日  
20
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社米シスト庄内  
代表取締役 佐藤 彰一  
東田川郡庄内町久田字寺前8番地
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
富 樫 敬一郎	玄米	国内産農産物に限る。
國 本 琢 也	玄米	

山形県告示第400号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11600711068	牛	黒毛和種	福 姫 桜 (全和黒15843)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所

山形県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営貫津沼地区緊急防災工事計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営貫津沼地区緊急防災工事計画書（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月2日から同月30日まで
- 4 その他
  - (1) この緊急防災工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この緊急防災工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急防災工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急防災工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急防災工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営大堤地区緊急防災工事計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大堤地区緊急防災工事計画書（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月2日から同月30日まで
- 4 その他
  - (1) この緊急防災工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この緊急防災工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急防災工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急防災工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急防災工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営泉田川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営泉田川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所、金山町役場、真室川町役場及び鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年6月1日から同月29日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営泉田川2期地区土地改良事業（農山漁村整備交付金水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営泉田川2期地区土地改良事業（農山漁村整備交付金水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

新庄市役所、金山町役場、真室川町役場及び鮭川村役場

3 縦覧に供する期間

令和5年6月1日から同月29日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市荒沢字狩籠19（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第406号

次の開発行為は、完了した。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和4年7月11日 指令置総建第45号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東置賜郡高島町大字福沢字高畑道添196番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町長

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県次期基幹サーバ等再構築基本計画作成及び基本設計業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3198
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 90,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年3月28日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
令和5年7月26日（水）	最上総合支庁	主に最上地域の市町村
	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年7月27日（木）	置賜総合支庁西置賜地域振興局	主に西置賜地域の市町
同 年8月15日（火）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月16日（水）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月23日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に東南村山地域の市町
同 年9月13日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に西村山地域 又は北村山地域の市町

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和5年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度 長期継続契約 山形県立学校LED照明器具賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育局教育政策課学校施設担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2905
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東京センチュリー株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
- 5 落札金額 4,835,160円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年4月4日

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年5月26日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300		
同 南山形アパ ート2号	同 南松原一 丁目9-5	3DK	63.1	3	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100		
同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	9	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,600		单身可
同 5号	同 9-6	2DK	51.3	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300		同
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		
同 松町アパー ート1号	同 松町四丁 目12-16	2LDK	57.1	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,200	37,300		单身可
同 宮町アパー ート4号	同 宮町二丁 目8-32	3DK	62.6	1	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700		
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900		单身可
同 2号	同	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600		
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		
同 土屋倉アパ ート1号	同 土屋倉アパ ート1号	同	51.8	1	同	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400		单身可
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700		



同 金生アパー ト 目13-13	同 金生一丁 目7-1	44.4	1	同	10,600	12,200	13,900	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
同 鷲ヶ袋アパー ト1号	同 旭町二丁 目7-1	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	19,600	22,400	22,400	25,900
同	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	19,600	22,400	22,400	25,900
同 2号	同 7-2	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	20,400	23,300	23,300	26,900
同 長清水アパー ト1号	同 長清水一 丁目10-11	69.4	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	32,800	37,500	37,500	43,300
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	19,200	22,000	22,000	25,300
同	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	19,200	22,000	22,000	25,300
同 交り江アパー ト1号	天童市交り江五 丁目10-1	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	25,400	29,000	29,000	33,500
同 天童南部ア パート5号	同 南町三丁 目18-5	79.9	1	同	28,600	33,000	37,700	42,500	42,500	48,600	48,600	56,100
同 東根中央ア パート1号	東根市中央四丁 目3-2	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	27,200	31,100	31,100	35,900
同 3号	同	64.2	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	28,700	32,800	32,800	37,900
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	28,200	32,200	32,200	37,200
同 長崎アパー ト	同 中山町 大字長崎8035- 205	62.8	1	同	17,100	19,800	22,600	25,500	25,500	29,100	29,100	33,600
同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	21,700	24,800	24,800	28,600
同	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	21,700	24,800	24,800	28,600
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	19,800	22,700	22,700	26,100



同 大石田アハ 一ト	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
---------------	-------------------------------	---	------	---	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、い

ずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年6月9日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

5 入居の時期 令和5年8月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年5月26日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格	公募	区	家賃						摘要
						収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者	収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
住宅形式	1戸当たり住戸専用面積	平方メートル	戸数	一般用	円	円	円	円	円	円	円	3月分の家賃に相当する額
県営太田町アパート1号	米沢市太田町五丁目1-10	2DK	60.3	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	単身可
同 3号	同	3DK	74.0	2	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同 春日アパート1号	同 春日五丁目2-43	同	58.4	2	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同	同	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400	
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	単身可
同 3号	同	同	75.6	1	同	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	
同 中田第1アパート3号	同 中田町658-3	同	69.9	2	同	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	
同 4号	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	
同	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	単身可
同 玉の木アパート	同 通町八丁目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパート1号	同 成島町三丁目2-96	同	58.0	1	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	
同 2号	同 2-95	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 米沢中央アパート1号	同 中央七丁目5-77	同	68.7	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300	
同 相生アパート1号	同 相生町7-65	同	69.2	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	



同 飯豊了パー ト	同 飯豊町 大字菰生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	
--------------	-------------------------	---	------	---	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国



の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年6月1日（木）から同月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年6月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

#### 5 入居の時期 令和5年8月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年5月26日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	74.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	
同 4号	同 18 -3	同	79.4	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800	
同 東部アパ ート3号	同 朝陽町6 -6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同	同	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	単身可
同 茅原アパ ート1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	
同	同	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	単身可
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	単身可
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	同
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	
同 未広アパ ート3号	同 未広町23 -60	2LDK	69.3	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	単身可
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,100	17,400	19,900	22,500	25,700	29,700	同
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	

同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同 川南住宅4号	同 1-4	3K	54.6	3	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 川南アパース5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同	同	同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	单身可
同 かねアパース1号	同 かね町一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	单身可
同	同	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	69.5	2	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	单身可
同 東泉アパース1号	同 東泉町四丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	单身可
同 鳥海アパース2号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同	同	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	单身可
同 新橋アパースト	同 新橋五丁目5-1	2DK	53.9	1	同 特定目的用途(特別)	18,300	21,100	24,200	27,300	31,200	36,000	同
同	同	3DK	68.2	1	同 一般用	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 狩川アパースト	同 東田川郡庄内町狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	

同	同	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	单身可
同 余目アパー ト	同	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
		同 余目字大塚93-										
		1										

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国

の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年6月9日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

#### 5 入居の時期 令和5年8月上旬

令和5年5月26日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年5月26日発行 発行人 山形県